
地域生物多様性増進法における認定状況 及び 申請様式等の見直し について

令和8年2月



地域生物多様性増進法における認定状況



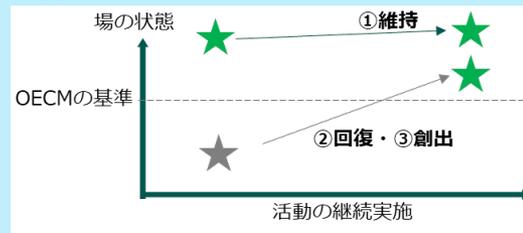
地域生物多様性増進法に基づく「自然共生サイト」について

- 環境省では、**民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を「自然共生サイト」として認定**する仕組みを開始し、令和7年3月末時点で**328か所を認定**。
- **ネイチャーポジティブに向けた民間等の活動をさらに促進**するため、「**地域生物多様性増進法**」が**令和7年4月1日に施行**。自然共生サイト相当の**生物多様性が豊かな場所を維持**する活動に加え、管理放棄地等において**生物多様性を回復・創出する活動**も認定の対象に。
- 従前制度における認定に加えて、**令和7年12月時点での自然共生サイトは合計485か所**。
- 申請主体は**企業が約半数**で、地方公共団体やNPO等様々な主体が参画。

< 自然共生サイトの経緯 >

2020年 12月	検討開始
2022年 4月	30by30ロードマップ公表
12月	昆明・モントリオール生物多様性枠組（30by30目標含む）採択
2023年 4月	自然共生サイト制度の開始
10月	自然共生サイトの初認定
2024年 4月	地域生物多様性増進法成立
2025年 4月	地域生物多様性増進法施行
9月	令和7年度第1回認定
12月	令和7年度第2回認定

< 新法のポイント >



- ① **維持**については自然共生サイト相当の活動（申請時点でOECDの基準を満たすもの）を想定。
- ② **回復**及び③ **創出**については、活動計画の実施を通じて、将来的にOECDの基準を満たすような場所となるような取組を想定。

< 認定された「自然共生サイト」の例 >



盛岡セイコー工業 わくわくの森・わくわくトープ (岩手県)



日本製紙 鳳凰社有林 (山梨県)



コウノトリ育む祥雲寺水田とピオトープ (兵庫県)



つくばこどもの森保育園 (茨城県)

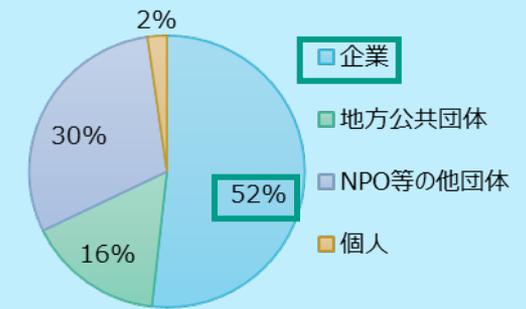


三井住友海上駿河台緑地 (東京都)



山川の海のゆりかご (鹿児島県)

< 申請主体の内訳 >



< 令和7年度第1回認定式の様子 >



令和7年9月30日、東京

自然共生サイトの認定内訳

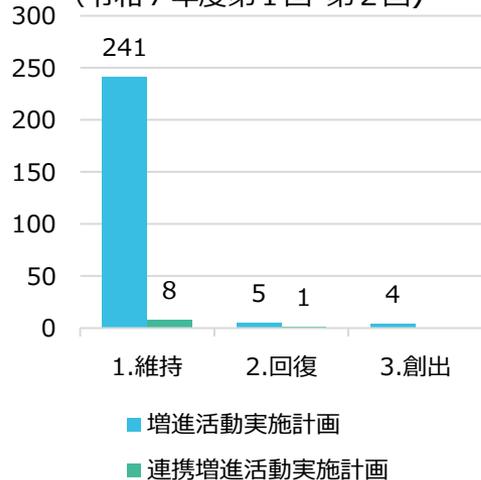
■ 同法に基づき、**250か所の「増進活動実施計画」**（うち維持タイプ241か所、回復タイプ5か所、創出タイプ4か所）及び**9か所の「連携増進活動実施計画」**（うち維持タイプ8か所、回復タイプ1か所）を主務大臣が認定。令和7年12月時点の自然共生サイトは従前制度認定と併せて**485か所**。

<従前及び法定自然共生サイトの内訳>

	従前の自然共生サイト（～令和6年度）		法定自然共生サイト（令和7年度～）	
	～令和6年度	令和7年度第1回	～令和6年度	令和7年度第1回
～令和6年度	328か所、9.3万ha		－	－
令和7年度第1回	(法定外226か所、8.5万ha)		(移行分81か所、0.7万ha)	新規120か所、0.6万ha
			計201か所、1.3万ha	
令和7年度第2回			(移行分21か所、0.1万ha)	新規37か所、0.6万ha
			計58か所、0.7万ha	
自然共生サイト合計	485か所、10.5万ha			

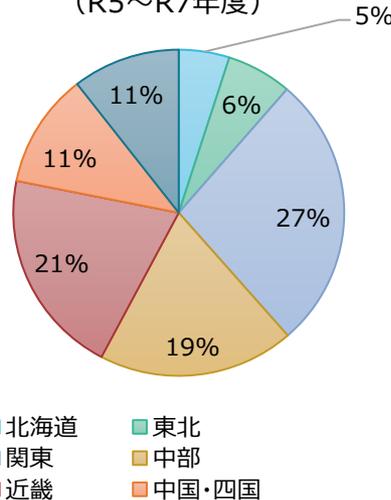
<計画・類型区分別の認定数>

(令和7年度第1回・第2回)



<地域別認定数の内訳>

(R5～R7年度)



<都道府県別の認定数 (R5～R7年度)>

地域	都道府県	認定数		
北海道	北海道	24		
	東北	青森県	2	
		岩手県	5	
		宮城県	13	
		秋田県	3	
		山形県	1	
		福島県	7	
		関東	茨城県	16
			栃木県	8
			群馬県	8
埼玉県			13	
千葉県	16			
東京都	39			
神奈川県	32			
中部	新潟県		6	
	富山県		3	
	石川県		3	
	福井県	1		
	山梨県	6		
	長野県	20		
	岐阜県	10		
	静岡県	18		
	愛知県	26		
	近畿	三重県	9	
滋賀県		18		
京都府		18		
大阪府		20		
兵庫県		24		
奈良県		5		
和歌山県		5		
中国・四国		鳥取県	17	
		島根県	0	
		岡山県	8	
	広島県	8		
	山口県	5		
	徳島県	1		
	香川県	3		
	愛媛県	7		
	高知県	6		
	九州・沖縄	福岡県	4	
佐賀県		8		
長崎県		5		
熊本県		9		
大分県		10		
沖縄県		3		

地域生物多様性増進法の概要



地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律の概要 (令和6年法律第18号、地域生物多様性増進法)

ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向け、企業等による地域における生物多様性の増進のための活動を促進するため、主務大臣による基本方針の策定、当該活動に係る計画の認定制度の創設、認定を受けた活動に係る**手続のワンストップ化・規制の特例等の措置等**を講ずる。

■ 背景

- 令和4年12月に新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択。我が国も生物多様性国家戦略を改定し、**2030年までの「ネイチャーポジティブ」※¹の実現**と、このために**陸と海の30%以上を保全する「30by30」の目標**を掲げた。この達成には、国立公園等の保護地域の拡張に加え、**里地里山、企業緑地や都市の緑地等の身近な自然など、OECM※²の設定促進が必要**。
- また、**企業経営においても**、TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）の流れもあいまって、**生物の多様性や自然資本の重要性が高まっている**。

※1 自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させる

※2 保護地域以外で生物の多様性の保全に資する地域

■ 主な措置事項

1. 地域における生物の多様性の増進※のための活動の促進 ※維持、回復又は創出

(1) 増進活動実施計画等の認定制度の創設

- ① **企業等**が、里地里山の保全、外来生物の防除、希少種の保護といった生物多様性の維持・回復・創出に資する「**増進活動実施計画**」を作成し、**主務大臣が認定**（企業等は情報開示等に活用）。
- ② **市町村**がとりまとめ役として地域の多様な主体と連携して行う活動を「**連携増進活動実施計画**」として主務大臣が認定。

➤ ①又は②の認定を受けた者は、その活動内容に応じて、自然公園法・自然環境保全体法・種の保存法・鳥獣保護管理法・外来生物法・森林法・都市緑地法における**手続のワンストップ化・簡素化といった特例**を受けることができる。

(2) 生物多様性維持協定

➤ ②の認定を受けた市町村は、土地所有者等と「**生物多様性維持協定**」を締結することができ、**長期的・安定的に活動が実施**できる。

2. その他

(1) (独法)環境再生保全機構法の一部改正（認定関連業務の一部や情報提供等を機構が実施）

(2) 生物多様性地域連携促進法の廃止

<施行期日> 公布の日から起算して、1年を超えない範囲で政令で定める日



法律の背景

- 令和4年12月に新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択。我が国も生物多様性国家戦略を改定し、2030年までの「ネイチャーポジティブ」※1の実現と、このために陸と海の30%以上を保全する「30by30」の目標を掲げた。この達成には、国立公園等の保護地域の拡張に加え、里地里山、企業緑地や都市の緑地等の身近な自然など、OECD※2の設定促進が必要。
- また、企業経営においても、TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）の流れもあいまって、生物の多様性や自然資本の重要性が高まっている。

※1：ネイチャーポジティブ

自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させること。

- 生物多様性は人類の存続の基盤であり、その上に社会が成立し、更にその上に経済が成立するという3層構造。
- しかしながら、我が国の生物多様性は過去50年間損失し続けている。
- このため、将来にわたって生物多様性の恵みを楽しむために、生物多様性の損失を止め反転させることが必要。



※2：OECD

保護地域以外で生物多様性保全に資する地域のこと。

- ネイチャーポジティブの実現に向けた取組の一つとして、場所に紐付いた取組の推進が重要。
- 保護地域に加えて、人々の生業や民間の自発的な取組によって自然が守られている地域など身近な自然をOECDとしてカウントし、地域の生態系を保全することが重要。



OECDのイメージ

基本理念・基本方針

<基本理念等> (第1条～第7条関係)

- ネイチャーポジティブの実現に向けて、基本理念を規定。

生物の多様性の増進は、豊かな生物の多様性を確保することが人類の存続の基盤であることを踏まえ、生物の多様性その他の自然環境の保全と経済及び社会の持続的発展との両立が図られ、現在及び将来の国民が豊かな生物の多様性の恵沢を享受することができる、自然と共生する社会の実現を旨として、国及び地方公共団体並びに事業者、国民及びこれらの者の組織する民間の団体の密接な連携の下に行われなければならないものとする。

- 生物の多様性の増進とは、生物の多様性を維持し、回復し、又は創出することをいう。
- 国、地方公共団体、事業者、国民についての責務・努力規定を設ける。

⇒ ネイチャーポジティブ実現に向けた基本理念、各主体の役割分担を規定

<基本方針> (第8条関係)

- 主務大臣（環境大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）は、地域生物多様性増進活動の促進に関する基本的な方針を定めるものとする。
 - 基本方針には、地域生物多様性増進活動の促進の意義、計画作成の基本的事項、農林漁業に係る生産活動との調和その他の配慮すべき事項等を記載する。
 - 基本方針は、生物多様性基本法の生物多様性国家戦略のほか、森林法、みどりの食料システム法、都市緑地法の計画等との調和が保たれたものでなければならないものとする。

⇒ 3大臣による基本方針策定により、生物多様性増進に資する活動の方向性を提示

活動計画の認定

<増進活動実施計画の認定> (第9条・第10条)

- 地域生物多様性増進活動を行おうとする者(企業、NPO等)は、単独で又は共同して、「増進活動実施計画」を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

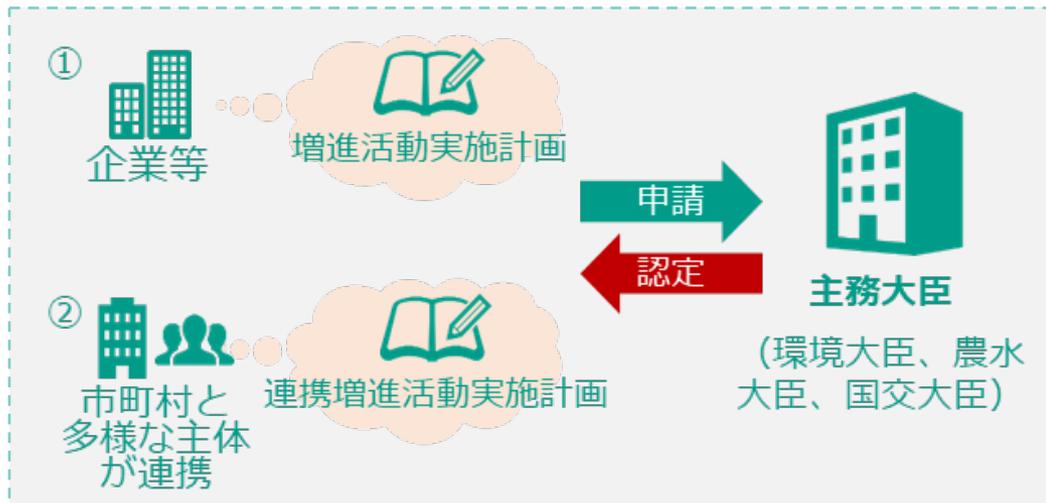
<連携増進活動実施計画の認定> (第11条~第13条)

- 連携地域生物多様性増進活動を行おうとする市町村は、単独で又は共同して、「連携増進活動実施計画」を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

<共通事項>

- 計画には、活動の内容、区域、目標、実施体制等を記載する。計画に係る変更の認定、認定の取消し等について所要の規定を設ける。主務大臣による報告徴収及び報告義務違反に対する罰則を規定する。

⇒ **民間と市町村の特性に応じ、「増進」と「連携」の2つの計画認定制度を設ける。**



先行的事例である「自然共生サイト」の認定例



企業による森林の整備



官民学による里地里山の保全



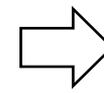
水田ビオトープの田植え



都心における緑地の整備

認定計画に係る法律上の特例（詳細は議事2資料）

<法律上の特例措置>（第15条～第22条関係）



認定により、自然公園法等の
 手続をワンストップ化・簡素化

①保護地域等における行為規制等の特例

法律	対象地域	特例の対象とする行為の例
自然公園法	国立公園及び国定公園	<ul style="list-style-type: none"> ・木竹の伐採（木竹の本数の調整、整枝等） ・工作物の新築（自動撮影カメラや赤外線センサーその他の動植物の生育・生息状況をモニタリングするために必要な小規模な機器又は防鹿柵等）等
自然環境保全法	自然環境保全地域	
種の保存法	生息地等保護区の管理地区	
鳥獣保護管理法	鳥獣保護区の特別保護地区	
都市緑地法	緑地保全地域及び特別緑地保全地区	
森林法	地域森林計画対象民有林	・伐採等の届出

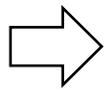
②関連法令の認定みなし

対象制度	対象制度の概要
特定外来生物の防除 （外来生物法）	民間等による特定外来生物を計画的に防除する計画について、環境大臣等の認定を受けることにより、特定外来生物法及び鳥獣保護管理法の規制の一部が不要となる。
生態系維持回復事業 （自然公園法、自然環境保全法）	民間等による国立公園等におけるシカ対策等の事業について、環境大臣等の認定を受けることにより、国立公園等における許可等が包括的に不要となる。
保護増殖事業 （種の保存法）	民間等による国内希少動物種の保護等の事業について、環境大臣の認定を受けることにより、種の保存法による規制が包括的に不要となる。

生物多様性維持協定

〈生物多様性維持協定〉（第22条～第26条関係）

- 認定連携市町村は、認定連携増進活動実施計画の実施のため必要があると認めるときは、認定連携活動実施者及びその認定連携増進活動実施計画に係る区域（海域を除き、生物の多様性が維持されている区域に限る。）内の土地の所有者等と協定を締結して、当該土地の区域内の連携地域生物多様性増進活動を行うことができるものとする。
- 生物多様性維持協定は、協定区域内の土地の所有者等の全員の合意を得なければならない。
- 認定連携市町村による公告のあった協定は、その公告のあった後において協定区域内の土地の所有者等となった者（相続人等）に対しても、その効力があるものとする。



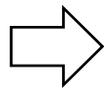
土地の所有者等の協力が活動の継続に不可欠であることを踏まえ、市町村が作成した「連携計画」に基づき、長期安定的に活動を実施するための協定制度を設ける。



その他（関連する施策との連携等）

<関連する施策との連携等> （第28条～第32条関係）

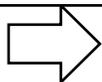
- 関係者間における連携・協力のあっせん等を行う「地域生物多様性増進活動支援センター」の確保
- 国及び地方公共団体は、地球温暖化の防止、気候変動適応、循環型社会の形成、防災、水循環その他の関連する施策との連携を図るよう努める。
- 国は、生物多様性の増進に関する科学的知見の充実のための措置を講ずる。
- 国は、生物多様性の増進に関する国際協力を推進するよう努める。
- 国は、教育活動、広報活動等を通じて、地域生物多様性増進活動に関し、事業者及び国民の理解の増進等のための措置を講ずる。



ネイチャーポジティブ実現に向け、関係する施策との連携や、生物多様性に関する理解の増進など国が取り組むべき施策について規定する。

<施行期日等> （附則関係）

- この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、基本方針策定に係る準備行為等については、公布の日から施行する。
- 生物多様性地域連携促進法※を廃止し、所要の経過措置を設ける。
※地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律
- 独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正し、主務大臣の認定等の事務の一部を独立行政法人環境再生保全機構に行わせるため、業務等に必要な規定を追加する。



関係法令の整備を行い、本法の施行に向けた実施体制等を確立する。

地方公共団体の役割（基本方針より）

➤ 所管地等において地域生物多様性増進活動を実施



緑のトラスト保全第1号地
「見沼田圃周辺斜面林」（埼玉県）



豊後大野市 又井区の里地里山
（大分県豊後大野市）



ななうら 干潟とめだかの里
（佐賀県鹿島市）

➤ 地域生物多様性増進活動支援センターの設置（法第28条）

管轄区域における地域生物多様性増進活動の効果的な促進を図るため、関係者間の連携や協力のあっせん等を行う。

※「生物多様性増進法」に基づくセンターの設置状況（令和7年12月31日時点、都道府県のみ抜粋）

北海道、青森県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、福井県、長野県、愛知県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、鳥取県、山口県、徳島県、福岡県、佐賀県、鹿児島県

➤ 関係施策の情報提供

なお、増進活動実施計画等が認定されたときには、法第9条第8項の規定に基づき、主務大臣から実施区域を含む都道府県・市町村に通知します。

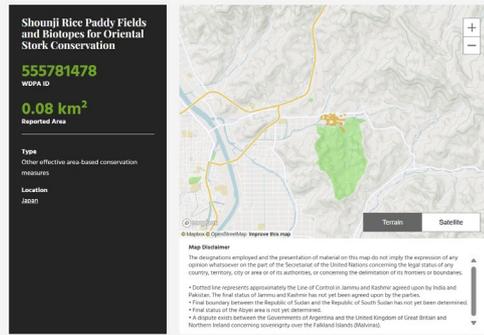
認定されるメリットやインセンティブ



自然共生サイトに認定されるとどうなるの？

◆ 30by30目標達成に貢献する

- 自然共生サイトの区域のうち保護地域との重複を除いた面積を国際OECMデータベースに登録。
- 行為規制を伴わず、生物多様性の価値がある場を公的に評価。



出典：Protected Planet

◆ 社会的な発信ができる（主に企業）

- 企業経営においても、自然資本への依存やリスクを評価し、生物多様性保全に積極的に取り組むことが求められている（TNFD開示等）。



TNFD情報開示
提言やガイダンスに沿って
TNFDレポートの作成

◆ 活動に対する支援を受けやすくなる

- 国による認定を受けることで、民間企業等からの支援を呼び込みやすくなる。
- 環境省で支援マッチング、企業へのインセンティブとなる支援証明書の発行も可能。
- 生物多様性保全推進支援事業（交付金）や各種モデル事業等公的支援も。

生物多様性地域戦略等の自治体の計画とも整合するとさらに効果大！



出典：兵庫県ウェブサイト

◆ 広告効果、ネットワーク形成

- ロゴマークの使用等により、国の認定を受けたことをPR。
- 生物多様性保全に対する社会の関心が高まるほど、社会的評価が高まることに期待。
- 自然共生サイト間のネットワーク形成も可能。



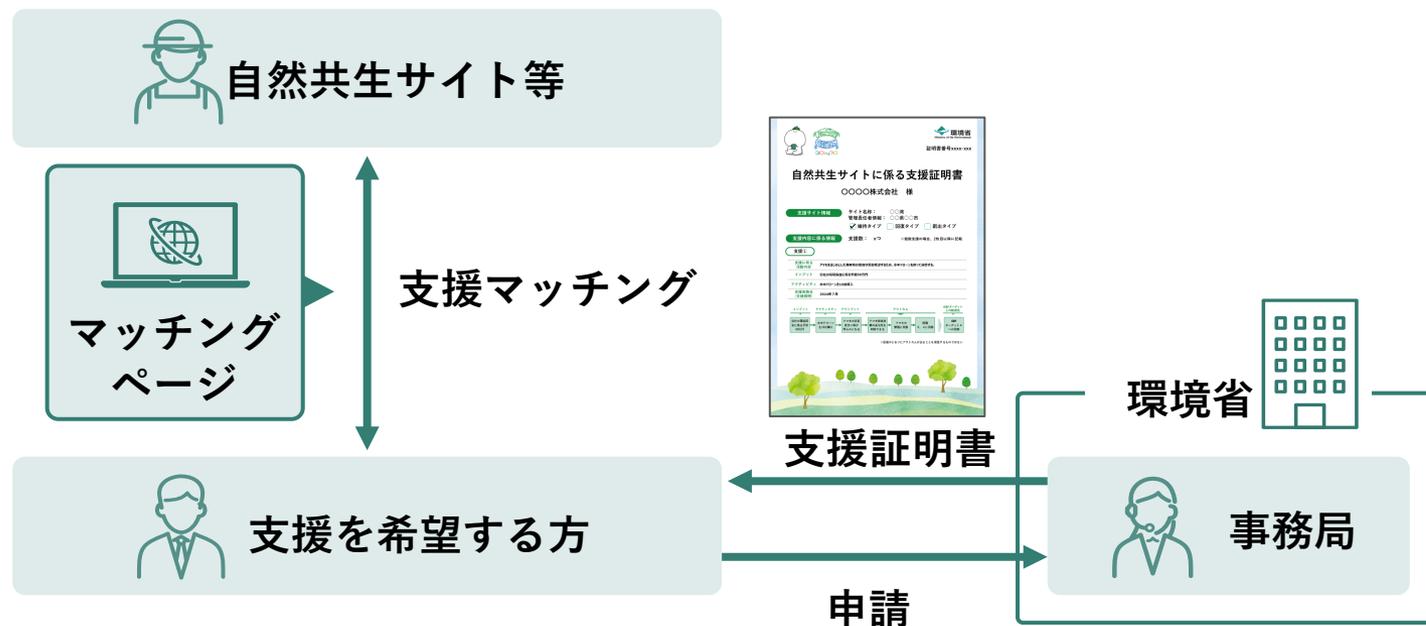
出典：横枕農園ウェブサイト



自然共生サイト検索ナビ

自然共生サイト等に対する民間支援の促進について (支援マッチング・支援証明書制度)

- 「自然共生サイト」の認定促進や認定後の管理の継続・質の向上等のためには、保全活動を実施する主体への**経済的・人的支援等が重要**。
- 環境省では、支援を必要とする「自然共生サイト」等と、それらの活動への支援を希望する方（企業等）との**支援マッチング促進**を行っている。
- また、「自然共生サイト」等への**支援を行う方に対するインセンティブ措置として「自然共生サイトに係る支援証明書」制度を構築**。令和7年度から本格運用を開始。



自然共生サイト等と支援を希望する方の“支援マッチング”

- 環境省では、支援を必要とする「自然共生サイト」等と、それらの活動への支援を希望する方（企業等）とのマッチング促進を行うため、**環境省30by30ホームページ上に支援マッチングページを開設。**
- 支援を求める自然共生サイト等だけでなく、支援が提供できる相手先を探している企業等も情報を掲載することができ、**双方向でのマッチングを促進。**

支援マッチングページ (30by30)



自然共生サイト等の情報掲載

38件

支援希望企業の情報掲載

12件

環境省Youtubeにおけるアピール動画の掲載



マッチングイベントの実施 (2025年10月27日)

昨年度のマッチングした方からの事例紹介、自然共生サイトからの支援募集プレゼン、企業からの支援提供プレゼンを実施。

自然共生サイト等の参加者

75者

支援希望者としての参加者

39者

マッチングイベントによりつながった事例

山崎製パン名古屋工場の商品販売による支援。売上金の一部がなごや東山の森の活動支援に寄附されるほか、従業員による人的な支援も行われる。



環境省 30by30ホームページ
<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/>

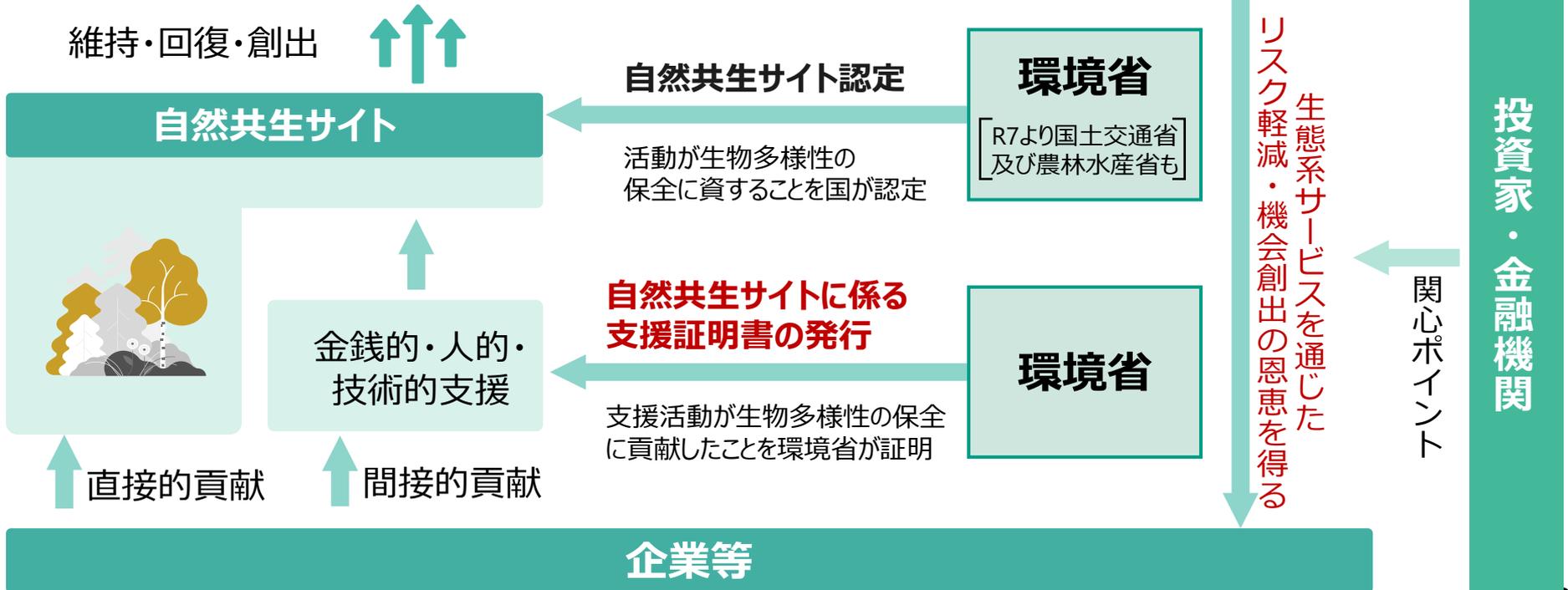
(数値はいずれも2025.11末現在)

支援証明書制度の概要

- 自然共生サイトの質の維持・向上に資する支援をした企業等で、申請条件を満たした場合、環境省に「支援証明書」発行の申請ができる。
- **自然共生サイトの認定を目指す土地を保有しない企業も、ネイチャーポジティブに貢献する取組の実績を公的に証明することができる。**
- TNFD※等の情報開示への活用も念頭に制度設計を行い、今年度から本格運用を開始。

※TNFD：自然関連財務情報開示タスクフォース

自然（大気・生息地・土地・鉱物・海洋・土壌・生物種・水等）



企業版ふるさと納税を活用した自然共生サイトへの寄附

- **企業版ふるさと納税を活用**して、寄付金が「自然共生サイト」の活動に対して支出されたことが確認できれば（※）、企業は**環境省の「支援証明書」**もあわせて申請し取得することが可能。
- 企業は、**税額控除のメリット**とあわせて、**支援証明書**をTNFDやIR等の情報開示等に活用することで、自然共生サイトへの支援を通じた**ネイチャーポジティブ経営への移行を市場に訴求**することができる。
- **地方公共団体は、企業版ふるさと納税を活用し「自然共生サイト」に関する寄附募集**を通じて、**生物多様性の価値の維持・向上に必要な資金募集につなげることが可能**。

（※）寄附企業は、寄附時に使い道の希望を地方公共団体に伝えることができる。（「自然共生サイトに関する事業」など）ただし、最終的な予算の使い道は地方公共団体の裁量で主体的に決定される。（企業は必ず要望通りに寄附金を使用されるものではないことに留意）

企業版ふるさと納税と支援証明書の活用イメージ

企業版ふるさと納税を通じた支援事例の形成のための導入支援

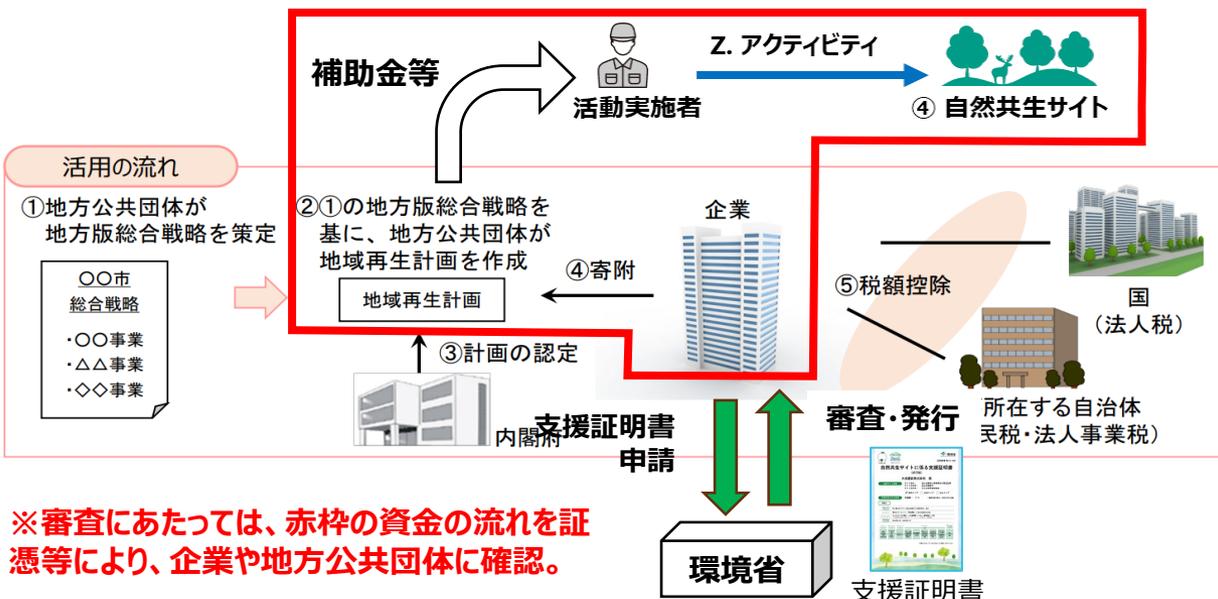
自然共生サイトを自ら管理・運営し企業版ふるさと納税の寄附募集を積極的に進めようとする自治体を募集し、PR動画の作成を支援。



作成した動画は、制度解説動画等とともに、以下で公開。
<https://river.com/info/case/oecm.html>



※内閣府企業版ふるさと納税制度概要に環境省加筆

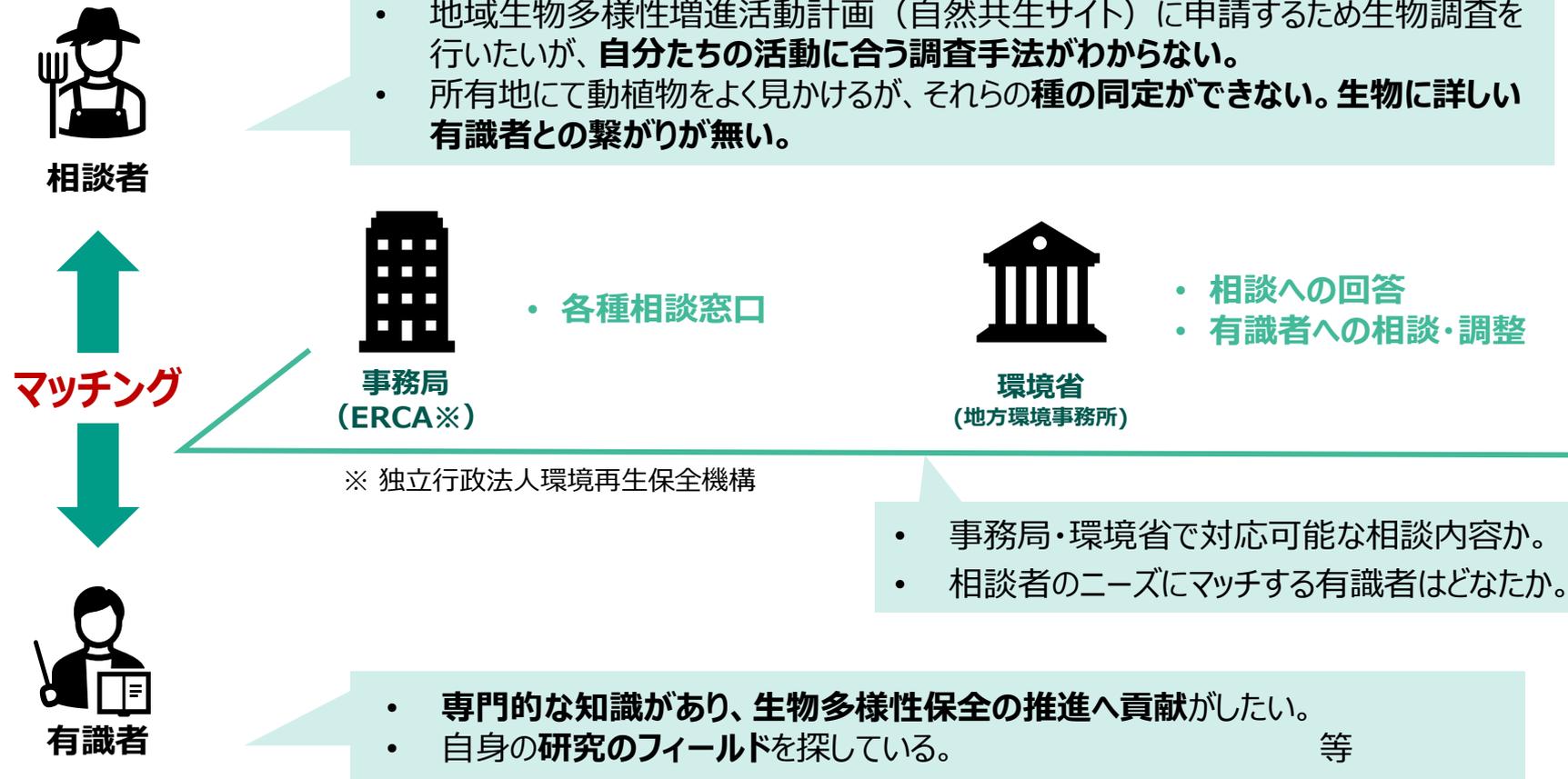


※審査にあたっては、赤枠の資金の流れを証拠等により、企業や地方公共団体に確認。

有識者マッチング制度について

- 有識者マッチング制度とは、自然共生サイトの活動等について専門的助言を求める相談者（認定を目指す方や保全活動を行っている方）と、専門的な知識を持つ有識者を、マッチングする制度である。
- 相談者からの相談内容に応じて、事務局及び環境省において、適切な知見を持った有識者とのマッチングを促す。

有識者マッチング制度の概要



生物多様性保全推進支援事業について



- ネイチャーポジティブ活動を促進するため、**生物多様性保全推進支援事業（交付金）**により、「**活動実施者**」や「**中間支援**」に対する**支援（活動経費の補助）**を実施。令和5年度より、地方公共団体が負担する額に企業版ふるさと納税を活用することが可能となった。更に、令和6年度より、自然共生サイトの保全再生を目的とする活動等への支援を可能とした。
- 令和7年度は、**地域生物多様性増進法の施行に合わせた新規メニューに改正**。

【参考】令和7年度交付対象事業イメージ（黄色：新設、赤字：変更）

対象事業	交付対象となる事業内容
生物多様性増進活動基盤整備	① 増進活動実施計画及び連携増進活動実施計画の作成等の取組 ② 地域生物多様性増進活動支援センターの設置又は運営に係る体制構築並びに同センターが実施する取組
生物多様性増進活動実施強化	増進活動実施計画及び連携増進活動実施計画の計画区域又は自然共生サイトにおける管理手法の改善や生物調査等の活動内容の向上のための取組
重要生物多様性保護地域等保全再生	国立公園、国定公園、自然環境保全地域、国指定鳥獣保護区、ラムサール条約湿地、世界自然遺産、ユネスコBR、 自然再生事業実施計画区域内 における生息環境の保全再生（令和6年度までに採択された継続事業のうち、 自然共生サイト内における事業を含む ）
国内希少野生動植物種生息域外保全	国内希少野生動植物種を対象とした、種の保存に資する飼育・繁殖・野生復帰の取組
国内希少野生動植物種生息域内保全	国内希少野生動植物種を対象とした生息環境改善のほか、これに付随する分布状況調査・保全計画策定等の取組
里山未来拠点形成支援	重要里地里山、都道府県立自然公園、都道府県指定鳥獣保護区、自然共生サイト、 生物多様性増進活動計画区域等 の生物多様性保全上重要な地域における環境的課題と社会経済的課題を統合的に解決しようとする活動

生物多様性保全推進支援事業について

【補足】自然共生サイト活動の自走化に向けた財政支援の内容

- ネイチャーポジティブの推進に向け、自然共生サイトの **(1) 認定を目指す**、又は **(2) 活動の継続・強化による質の向上や自走化を目指す**民間団体等への支援を拡充
【交付対象：民間団体単独でも申請可能、交付率：(1) 1/2以内、(2) 定額150万円、事業期間：原則2年以内】
- 自然共生サイトにおける **(6) 環境的課題と社会的課題の統合的な解決を目指す活動**について引き続き支援

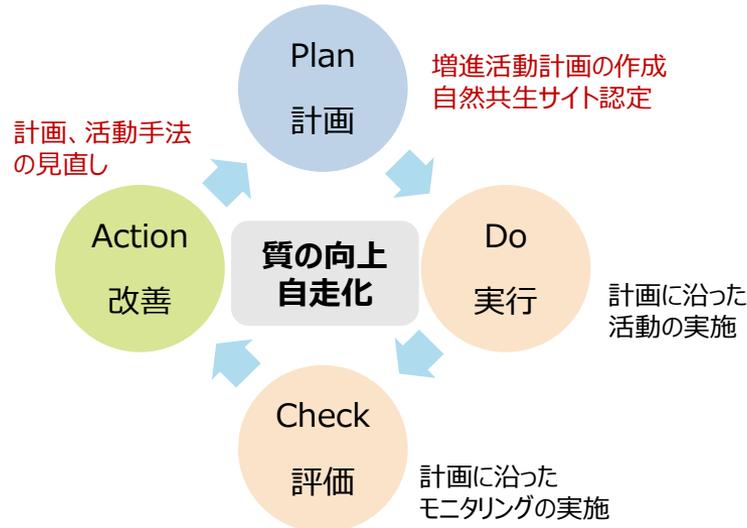
自然共生サイトの認定～質の向上・活動の自走化へ

(1) 生物多様性増進活動基盤整備

Plan

自然共生サイトの認定に必要となる増進活動計画の作成（活動地域の状況把握や生物調査、目標設定、モニタリング計画立案）など初期段階の金銭的負担の大きい活動を支援

- ① 現況・土地利用の把握、生物調査の実施、実施区域の設定
- ② 生物多様性保全の目標（維持、回復、創出）の設定
- ③ 目標達成に必要な活動の設定、活動効果を把握するモニタリング手法の設定
- ④ 目標達成のための適切な期間、時期、体制の設定



(2) 生物多様性増進活動実施強化

Action

保全活動の実施・モニタリングを通じ、当初予定していた活動をより効果的にするための調査や自走化のための取組等を支援

- ① 生物調査
- ② 有識者へのヒアリングを踏まえた対応
- ③ 新たな目標、活動手法の設定
- ④ ネットワーキング（地域連携）の構築、強化

※本メニューは自然共生サイトでの取組をより向上させる活動が交付対象。

(6) 里山未来拠点形成支援

Do

Check

生物多様性の保全活動に加え、社会的課題の解決に取り組み、事業の持続性を確保する活動を支援

- ① 自然資源を活用した地域振興（商品開発、エコツアー等）により保全活動に必要な資金を確保
- ② 保全活動の後継者不足を解決するために人材育成を実施 など

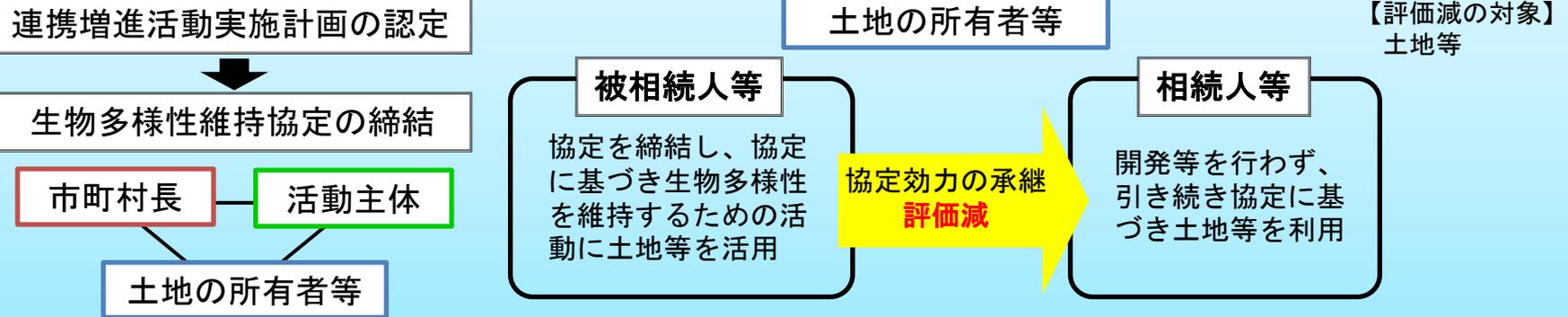
※本メニューは地方公共団体等とその他の主体で構成する協議会が交付対象。

税制措置について（相続税・贈与税の評価減）

- 地域生物多様性増進法では、認定を受けた連携増進活動実施計画に基づき、市町村、活動実施者、土地の所有者等の3者で締結する「**生物多様性維持協定**」制度を設けた。協定の効力は、当該土地等の相続人等にも承継されるため、長期安定的な活動が可能となる。（法第26条）
- 一方で、協定を締結するとその土地等の利用について制約を受け、相続人等にもその制約が承継されるため、**当該区域に係る相続税・贈与税の評価額を20%減額する措置を講じた。**

税制措置

生物多様性維持協定が締結されている土地等については、相続税・贈与税に係る評価額の20%を控除する。



期待される効果

活動区域の土地の所有者等の相続人等の負担が軽減されることにより、相続時等における生物多様性の損失が回避され、我が国における豊かな生物多様性の確保（ネイチャーポジティブ）の実現に寄与する。

申請様式等の見直しについて



自然共生サイトにおける認定スケジュール

- 令和8年度認定スケジュールについては公表済みであり、また令和8年度第1回認定までは既に締切済み。
- 申請の効率化等のため、申請様式及び手引きの見直しを実施し、2月13日に公表。

<令和7年度認定スケジュール>

	第1回	第2回	第3回
締切	5月初旬	7月末	10月末
予備審査	4～5月	8～10月	11～1月
認定審査委員会	6～9月	10～11月	1～2月
省庁審査			
認定	9月16日	12月16日	3月17日

<令和8年度認定スケジュール>

	第1回	第2回	第3回
締切	R8年1月末	5月末	9月末
認定	6月頃	10月頃	R9年2月頃

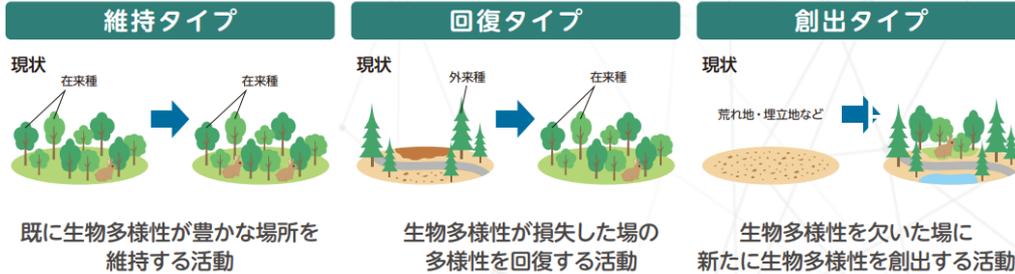
申請様式については、申請書類作成の効率化等の観点により見直しを行い、新様式を令和8年2月13日に公表。令和8年第2回（令和8年10月認定）より新様式による受付を開始し、第3回（令和9年2月認定）には新様式への完全切り替えを予定。

<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/kyousei/info/02/index.html>

増進活動実施計画等の申請様式の見直しについて

■ 増進活動実施計画等の申請様式について、複数タイプ（維持・回復・創出）をまとめて申請可能とするとともに、わかりやすくするため構成や記載内容を見直し。

増進活動実施計画等における活動タイプ



＜維持タイプ＞

◆ 生物多様性の価値は1～9のうち1つ以上認められる必要

＜回復・創出タイプ＞

◆ 現在の状況（申請サイトの活動状況や確認された種）ではなく、回復もしくは創出に対しての**目標及び活動**が評価される。

複数タイプでの申請が想定される事例

- ・豊かな藻場があるものの、その一部の磯焼けしているエリアで藻場育成を実施
→維持（豊かな藻場の維持）と回復（藻場育成）で1つの計画として申請
- ・豊かな森林と、それに隣接する荒れた放置林において適切な管理を開始
→維持（豊かな森林の維持）と回復（放置林の回復）で1つの計画として申請
- ・豊かな里山と、それに隣接する場所において新たにビオトープを創出
→維持（豊かな里山の維持）と創出（ビオトープの創出）で1つの計画として申請

【従前の申請様式】



【新しい申請様式】



申請様式の見直しのポイント

- 複数タイプをまとめて申請できるようにしたことなどから、申請様式の構成を見直し。
- その他、旧様式でのわかりにくい表現などを修正。

構成の見直し

【新様式の構成】

番号	書類名
様式1-1	増進活動実施計画 認定申請書
別紙1	暴力団排除に関する誓約事項
様式1-2	増進活動実施計画（本体）
別紙1	基本的事項
	申請者記入シート
	土地所有者等記入シート
	公物等記入シート
別紙2	サイト詳細シート①活動内容
	サイト詳細シート②サイトの状況等
別紙3	認定された場合の確認事項
様式1-3	活動計画概要

【旧様式の構成】

番号	書類名
様式1-1	増進活動実施計画 認定申請書
様式1-2	増進活動実施計画
別紙1	サイト詳細シート①基本的事項
	申請者記入シート
	連携活動実施者シート<削除>
	土地所有者シート
	公物等記入シート
	サイト詳細シート②サイトの状況等
別紙2	サイト詳細シート③OECM
	活動計画概要
別紙3	森林のチェックシート

※様式2-1～2-3も同様の見直しを実施。
 ※様式4-1～4-6及び自由様式には変更なし。
 ※その他、記載誤りや漏れの多い項目について、設問を見直し

<複数タイプをまとめて申請可能としたことによる修正点>

- ①旧様式「別紙1-2 増進活動実施計画」シートのうち、「3. 実施区域」及び「4. 活動内容」を、新様式「別紙2 ①活動内容」シートとして整理。
- ②複数タイプを一つにまとめて申請する場合、新様式「別紙2 ①活動内容」シート及び「別紙2 ②サイトの状況等」シートはタイプごとに整理し、それ以外は計画でまとめて申請可能に

<わかりやすさの観点による修正>

- ③旧様式「別紙3 森林のチェックシート」について、新様式「様式1-2 増進活動実施計画」シートに移動。
- ④旧様式「別紙1 ①基本的事項」シートのうち、「6. 認定後」の手続きに関する質問を新様式「別紙3 認定された場合の確認事項」シートとして新設。旧様式「別紙1 ③OECM」シートを新様式「別紙3 認定された場合の確認事項」シートに統合、OECM関係の項目をひとまとまりに。
- ⑤旧様式「別紙1 ①基本的事項」シートのうち「暴力団排除に関する誓約事項」を新様式「様式1-1 増進活動実施計画認定申請書」の「別紙1 暴力団排除に関する誓約事項」に移動。
- ⑥旧様式「別紙2 活動計画概要」を新様式「様式1-3 活動計画概要」に変更。

複数タイプを選択する場合の申請様式の記載方法

- 複数タイプで申請する場合、活動内容やサイトの状況等※はタイプごとに整理。
- ※様式1-2及び様式2-2の別紙2 サイト詳細シート①活動内容②サイトの状況等

様式1-2,2-2 (本体) 等※【計画で1つ作成】

1. 概要

(6) 活動類型	<input checked="" type="checkbox"/> 生物多様性の維持	<input checked="" type="checkbox"/> 生物多様性の回復	<input type="checkbox"/> 生物多様性の創出
(7) 活動により増進を図る生物多様性の価値	維持	回復	創出
	<input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 対象外
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

活動により増進を図る生物多様性の価値について、タイプごとにチェックします

※その他、別紙2以外の様式は1つの計画につき1つ作成で構いません。

別紙2 ①活動内容 ②サイトの状況等【タイプごとに作成】

別紙2 サイト詳細シート①活動内容

活動類型	維持
1. 実施区域	
(1) 実施区域の状況	本サイトは、〇〇県〇〇市の中山麓地域（標高0m～約200m）に位置し、里山林、水田（棚田）といった里地里山の環境が形成されている。棚田では化学肥料や農薬の利用を抑えた環境保全型農業を行い、〇〇サンショウウオの生息も確認されている。〇〇地域の代表的な里地里山の自然環境を有することから、「〇〇100選」に選定されており、地域団体と協力して定期的なエコツアーの開催や、市内の小学校見学の場としても知られている。
(2) 生物多様性の状況	①里地里山といった二次的な自然環境に特徴的な生態系が存在する場としての価値。 ②希少な動植物が生息生育している場あるいは生息生育している可能性が高い場としての価値を有する。里地里山環境に典型的な生態系が維持され、田、斜面林などの多様な環境により、希少種を含めてチョウ、トンボ、野鳥、草本類などの生息生育地となっている。詳細は「別紙2②サイトの状況等」との通り。

複数タイプの場合には、どのタイプに関するものか選択します。

- ・旧様式の「別紙1-2 増進活動実施計画」シートの一部の内容を微修正したものです。
- ・複数タイプの場合には、シートを複写します。

別紙2 サイト詳細シート②サイト

活動類型	維持	回復	創出	
1. サイトの基礎情報 (必須)				
サイト名称	日本語名 〇〇の森	英語名 ●●forest		
サイト住所	東京都千代田区前が間1234-5678			
サイト面積	100.01 ha (うち、水域部分)	重複地域との重複がある場合 (把握している場合記入)	重複部分の面積 50 ha	
面積の換算方法:	<input checked="" type="checkbox"/> GISによる面積計算	<input type="checkbox"/> その他 ()		
活動類型	<input checked="" type="checkbox"/> 生物多様性の維持	<input type="checkbox"/> 生物多様性の回復	<input type="checkbox"/> 生物多様性の創出	
生態系タイプ	<input type="checkbox"/> 森林 <input checked="" type="checkbox"/> 里山林 <input checked="" type="checkbox"/> 人工林	<input type="checkbox"/> 草原 <input type="checkbox"/> 二次草原・草地 <input type="checkbox"/> 畑・果樹園・牧草地	<input checked="" type="checkbox"/> 農地 <input type="checkbox"/> 水田 <input type="checkbox"/> 創出緑地	<input type="checkbox"/> 都市 <input type="checkbox"/> 陸水域 <input type="checkbox"/> 河川・湖沼 <input type="checkbox"/> 沿岸域 <input type="checkbox"/> 陸水湿地 <input type="checkbox"/> 干潟・マングローブ林 <input type="checkbox"/> 砂浜

複数タイプの場合には、どのタイプに関するものか選択します。

- ・旧様式の別紙1②サイトの状況等シートの内容を微修正したものです。
- ・複数タイプの場合には、シートを複写します。

森林のチェックシートについて

- 生態系タイプに森林（天然林、里山林、人工林）が含まれている場合は、必須項目。
- 森林において生物多様性の増進活動を行う際に重要となる事項について、申請者への理解の醸成及び申請内容の明確化を図るため、「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針（令和6年3月）」に基づいて、様式を新設。
- このチェックシートを参考に、活動内容を検討することで、より生物多様性の増進に資する活動の実施につながる。

生態系タイプが森林の場合のチェックシート

① 以下に該当する場合はチェックを入れてください。（いずれかにチェックが入る場合は②への回答は不要です。）

<input type="checkbox"/>	認定を受けた森林経営計画書（「森林の経営に関する長期の方針」別紙「森林の生物多様性を高めるための取組を記載したもの」を添付している※森林経営計画の別紙に生物多様性を高める取組の記載がないものは不可
<input type="checkbox"/>	実施区域の全てが国有林である ※実施区域の一部に民有林を含む場合は、民有林部分について①の他の項目への該当を確認し、該当しない場合は②へ回答してください。
<input type="checkbox"/>	実施区域が森林法に基づく地域森林計画の対象となる民有林ではない ※都道府県のHPで地域森林計画を確認できますが、わからない場合は、市町村の森林担当部署に確認してください。

認定を受けた森林経営計画を添付している場合、全域が国有林の場合、地域森林計画の対象森林ではない場合には、次のチェックリストへの回答は不要です。

- 共通項目について
森林における活動の場合には必ず行う必要があります。全てにチェックが入るよう、ご自身の活動について確認してください。
- 状況別項目について
必ずしも全ての項目を実施する必要はありませんが、ご自身のサイトの状況に応じて、実施可能なものがないか確認し、取り組みを検討してください。

森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針（林野庁）
https://www.rinya.maff.go.jp/j/sin_riyou/tayousei/top.html#shishin
 森林の生物多様性を高めるための取組（森林経営計画の別紙様式）（林野庁）
https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/sinrin_keikaku/attach/pdf/con_6-10.pdf

② 上記①に該当しない場合は、以下のチェックリストに記入してください。

- ・「共通」の項目は、全ての森林において共通して取り組む必要がある項目です。ご自身の活動する森林が、これらの項目に合致していることを確認し、チェックを入れてください。活動内容に伐採等の森林施業を含まない場合にもチェックを入れてください。
- ・「状況別」の項目については、活動内容や活動区域の状況に応じて取り組む項目となり、ご自身の取組が予定されている場合はチェックを入れてください。なお、チェックリストに記載のない取組（環境教育やモニタリング等）については、活動計画やモニタリング計画に記載してください。

項目	チェック欄	活動内容	実施時期	実施場所
共通	<input type="checkbox"/>	活動区域が所在する市町村の「市町村森林整備計画」を確認し、同計画の内容に整合した森林施業を実施する ※市町村の森林担当部署とご連絡調整を回り、市町村森林整備計画と不整合が生じないよう努めてください。 ※活動内容に伐採等の森林施業を含まない場合にも、当該森林の通常の管理の状況が市町村森林整備計画と整合しているか確認し、チェックを入れてください。		
	<input type="checkbox"/>	様々な樹種、樹高、林齢、遷移段階（草地、若齢林、壮齢林、老齢林）等から構成される森林配置を計画する ※一つ前のチェック項目（市町村森林整備計画と整合が取れている）にチェックが入っている場合は、基本的に当該項目にも該当すると考えられるため、チェックを入れることができます。		
	<input type="checkbox"/>	深溝流にある森林や崩壊の恐れがある箇所は、保護樹帯として保全する 伐採しなければならない場合には、生物多様性保全に配慮した伐採・更新方法で行う ※活動区域内に深溝流等がない場合、又は活動内容に伐採を含まない場合は、負の影響はないものとして、チェックを入れて構いません。		
	<input type="checkbox"/>	保護樹帯や保護木のある箇所に架線や集材路を設置しなければならない場合には、影響を最小限とするよう位置や設計を工夫する ※活動区域内に保護樹帯等がない場合、又は活動内容に架線や集材路の設置を含まない場合は、負の影響はないものとして、チェックを入れて構いません。		
状況別	<input type="checkbox"/>	環境省や都道府県のレッドリストを確認し、活動区域を含む地域にどのような絶滅危惧種が生育・生息している可能性があるか情報収集する		
	<input type="checkbox"/>	長尺期化（通常の伐期よりも長い伐期を設定する）		
	<input type="checkbox"/>	帯状又は群状に伐採し、複層林（林齢や樹種の違う高さの異なる複層状態の森林）に誘導する		
	<input type="checkbox"/>	尾根筋の樹木を保護し、保護樹帯を設ける		
	<input type="checkbox"/>	植栽後に自然に侵入した広葉樹等を保護する		
	<input type="checkbox"/>	幹や枝が折れたり折れたりしている樹木（枯損木）、野生生物のすみかとなるうろちる樹木（樹洞木）などは、作業上の安全性確保の観点などから支障にならない範囲で保護する		
	<input type="checkbox"/>	林道からの距離が長い・樹木の生育が悪いなどの経済合理性の低い箇所を伐採せず保護する		
	<input type="checkbox"/>	刈払い、整地をする場合は、植栽に必要な最小限の実施に留める		
	<input type="checkbox"/>	植栽については、採取地が異なる種苗を使用する		
	<input type="checkbox"/>	シカ等の野生鳥獣害対策のため、防護柵や単木保護資材を設置する		
	<input type="checkbox"/>	シカ等の野生鳥獣害対策のため、わなや銃器等による捕獲を行う（依頼も含む）		
	<input type="checkbox"/>	在来樹種の回復に向けた外来種の駆除を行う		
ご自身の活動内容や活動区域の状況により、これらの項目に該当する取組を行っている場合は、チェックを入れてください。	<input type="checkbox"/>	植栽樹種については、「生態系被害防止外来種リスト」を踏まえて、生態系等への影響や同種の生物導入による遺伝的攪乱が生じるおそれのあるものは極力避定することを選ぶ		
	<input type="checkbox"/>	絶滅危惧種等の生育・生息が認められた場合は、専門家に相談し、保全する		
	<input type="checkbox"/>	定期的な伐採・保育、広葉樹の木材利用に向けた森林への誘導など里山資源を継続的に利用する		
	<input type="checkbox"/>	特に沢沿いや湧水地などの水源域においては生分解性チェーンソーオイルを使用する		
<input type="checkbox"/>	火入れを行う場合は計画を立てて適切に実施する			